

かいのき児童クラブ入所者選考基準

R1.5.16 改定

かいのき児童クラブの入所者募集に当たって、定員を上回る応募があった場合には、以下により入所者の選考を行うものとする。

- 1 入所者の選考の基準は、下記の2項目とする。
 - ・入所の必要性（両親の勤務、家庭の状況等）
 - ・児童の学年

- 2 各項目について次表のとおり点数を定める。

事 項	状 況	点 数	
入 所 の 必 要 性	外勤及び居宅外自営 <small>（法定の休憩時間を除いた週あたりの所定労働時間）</small>	37時間以上	40点
		37時間未満	1時間=1点
	居宅内自営及び農業 <small>（上記外勤者等に準じた週あたりの労働時間）</small>	37時間以上	28点
		37時間未満	1時間=0.7点
	内職（週あたりの労働時間）	37時間以上	20点
		37時間未満	1時間=0.5点
	大学院生・学部学生*		30点
	研究員・非正規学生等*		20点
	障がい・疾病・負傷等	入院又は常時臥床の場合	40点
		その他通院等により家庭保育が困難な場合*	20点
	同居親族等の介護・看護*	同居親族等を介護又は看護している場合	20点
	出産	出産予定日の前後8週間に、開所期間が該当する場合	20点
	災害	災害の復旧に当たっている場合	40点
	その他	次世代育成支援室長が特に必要と認めた場合	40点
調 整 点 数 項 目	両親とも外勤又は居宅外自営の場合		5点
	父子家庭又は母子家庭		45点
	本学における勤務等の状況		本学における勤務等の状況の父母どちらか高い点数
	同居している65歳未満の祖父母いずれかが、上記基礎点数項目に該当しない場合		-20点
児 童 の 学 年	新1年生（春季のみ）		30点
	1年生～3年生		25点
	4年生・5年生		15点
	6年生		5点

- 【備考】 1) 育児休業中又は介護休業中（部分休業を除く）の場合は、週労働時間による配点を行わない。但し、状況に応じて、他の基礎点数項目により配点することは差し支えない。
 （例 1：育児休業中に保護者自身が体調不良となった場合、診断書等に基づき「疾病」による配点が可能。）
 （例 2：介護休業中の場合、「同居親族等の介護・看護」による配点が可能。）
- 2) *のついた基礎点数項目について、就労もしている場合には、週労働時間による点数と比較し、高い方の点数を配点する。
 （例 3：疾病により長時間の就業が難しいが、岡山大学で非常勤講師として週 4 時間のみ勤務している場合、週労働時間によると 4 点、「障がい・疾病・負傷等」によると 20 点となるため、20 点を配点する。）
- 3) 選考基準による合計点が同じであるが、その中で順位を決める必要がある場合は、次表のとおり優先順位を定める。その場合、上記 2) による配点に関わらず、本学における勤務状況等による点数をもって判断する。
 （例 4：上記例 3 の場合、基礎点数項目は「障がい・疾病・負傷等」による 20 点となるが、同点における優先順位を付す場合は、岡山大学における勤務時間 4 時間による 4 点をもって判断する。）
 （例 5：他大学で専任教員として勤務しているが、岡山大学で非常勤講師を週 2 時間担当している場合、基礎点数項目配点は、週労働時間による 40 点となるが、同点における優先順位を付す場合は、岡山大学における勤務時間 2 時間による 2 点をもって判断する。）

順位	状 況
1	本学における勤務等の状況の父母合計点数が高いもの (ひとり親世帯の場合は、40 点を加点する)
2	地域等の学童保育施設を利用していないもの
3	次世代育成支援室長が特に必要と認めた理由により応募したもの
4	保護者のいずれかが、入院又は常時臥床している、又は災害復旧にあたっているもの

- 4) 基礎点数項目「障がい・疾病・負傷等」「同居親族等の介護・看護」「出産」「災害」「その他」による申請は、病院及び公的機関等から期間証明書を得られる場合を除き、原則として夏休み・冬休み・春休み一括申込みではなく、各休み期間ごとの申請として取り扱う。
- 5) 夏休み・冬休み・春休み一括申込みをやむを得ない事由によらずキャンセルした者については、翌年の一括申込みについて、入所の必要性の点数を 2 分の 1 とする。